

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求めらるるもの。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第2項中「教育政策課」の次に「、学校施設課」を加え、「総合支援課」を「教職員課」に改め、同条第3項中「学校施設課」の次に「及び地域教育推進課」を加え、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表教育総務部の部教育政策課の項事務分掌の欄中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 博物館の登録に関する事。

別表教育総務部の部学校改革推進課の項を次のように改める。

教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関する事。 (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関する事。 (3) 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会に関する事。 (4) 熊本市教育行政審議会に関する事。
---------	--

別表教育総務部の部学校施設課の項の次に次のように加える。

放課後児童育成課	(1) 熊本市放課後子ども総合プランに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
----------	--

別表教育総務部の部青少年教育課の項事務分掌の欄中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同項を同部地域教育推進課の項とする。

(5) 学校と地域の連携及び協働に関すること。

別表学校教育部の部指導課の項事務分掌の欄中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 市立幼稚園に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(13) 市立総合ビジネス専門学校に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

令和5年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考												
<p>第1条及び第2条（略）</p> <p>【削る】</p> <p>（職制）</p> <p>第3条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課、学校施設課、指導課、教職員課 及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課及び地域教育推進課に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（各職位の基本的職能）</p> <p>第4条 別に定めるもののほか、教育次長以下各職位の基本的職能は、次のとおりとする。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="176 1259 860 1406"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課・室</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>教育政策課</td> <td>(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	部	課・室	事務分掌	教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ	<p>第1条及び第2条（略）</p> <p>第3条 削除</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課_____、指導課、総合支援課及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課_____に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（各職位の基本的職能）</p> <p>第5条 別に定めるもののほか、教育次長以下各職位の基本的職能は、次のとおりとする。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="891 1259 1574 1406"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課・室</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務部</td> <td>教育政策課</td> <td>(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	部	課・室	事務分掌	教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ	
部	課・室	事務分掌												
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ												
部	課・室	事務分掌												
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関するこ												

- と。
- (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。
 - (3) 教育委員会会議に関する事。
 - (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関する事。
 - (5) 公告式及び令達に関する事。
 - (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関する事。
 - (7) 教育予算の総括調整に関する事。
 - (8) 組織管理及び事務管理に関する事。
 - (9) 公印の管理に関する事。
 - (10) 文書の収発及び管理に関する事。
 - (11) 職員の人事、服務及び給与に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (12) 職員定数の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (13) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。
 - (14) 調査及び統計に関する事

- と。
- (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。
 - (3) 教育委員会会議に関する事。
 - (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関する事。
 - (5) 公告式及び令達に関する事。
 - (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関する事。
 - (7) 教育予算の総括調整に関する事。
 - (8) 組織管理及び事務管理に関する事。
 - (9) 公印の管理に関する事。
 - (10) 文書の収発及び管理に関する事。
 - (11) 職員の人事、服務及び給与に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (12) 職員定数の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (13) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。
 - (14) 調査及び統計に関する事

	<p>(他の課又は室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関する事 こと。</p> <p><u>(16) 博物館の登録に関する こと。</u></p> <p>(17) ユネスコに関する事 こと。</p> <p>(18) 学校問題対策に関する事 こと。</p> <p>(19) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事 こと。</p> <p>(20) 熊本市体罰等審議会に関する事 こと。</p>
教育改革推進課	<p><u>(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的 企画、調整及び推進に関する こと。</u></p> <p><u>(2) 熊本市部活動改革検討委員会に関する事 こと。</u></p> <p><u>(3) 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審 議会に関する事 こと。</u></p> <p><u>(4) 熊本市教育行政審議会に 関する事 こと。</u></p>
学校施設課	(略)
放課後児童	<u>(1) 熊本市放課後子ども総合プ</u>

	<p>(他の課又は室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関する事 こと。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>(16) ユネスコに関する事 こと。</p> <p>(17) 学校問題対策に関する事 こと。</p> <p>(18) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事 こと。</p> <p>(19) 熊本市体罰等審議会に関する事 こと。</p>
学校改革推進課	<p><u>(1) 市立学校の改革に係る重要事項の総合的 企画、調整及び推進に関する こと。</u></p> <p><u>(2) 市立高等学校等改革検討委員会に関する事 こと。</u></p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>【新規】</u></p>
学校施設課	(略)
	<u>【新規】</u>

	育成課	<u>ランに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u>			
	地域教育推進課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。</p> <p>(4) 家庭教育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) <u>学校と地域の連携及び協働に関すること。</u></p> <p>(6) 金峰山少年自然の家に関すること。</p> <p>(7) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。</p> <p><u>【削る】</u></p>		青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。</p> <p>(4) 家庭教育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>(5) 金峰山少年自然の家に関すること。</p> <p>(6) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。</p> <p>(7) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関すること。</p>
学校教育部	指導課	<p>(1)から(11)まで 略</p> <p>(12) <u>市立幼稚園に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(13) <u>市立総合ビジネス専門学校に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></p>	学校教育部	指導課	<p>(1)から(11)まで 略</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>【新規】</u></p>

	(14) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。		(12) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。
教職員課	(略)	教職員課	(略)
総合支援課	(略)	総合支援課	(略)
教育相談室 (室)	(略)	教育相談室 (室)	(略)
特別支援教育室 (室)	(略)	特別支援教育室 (室)	(略)
健康教育課	(略)	健康教育課	(略)
人権教育指導室	(略)	人権教育指導室	(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。